

# 教職課程科目「生徒指導の理論及び方法」の一考察

A Study about a Subject in Teacher Training Course  
"Theories and Methods for Student guidance"

横 山 光                      前 川 洋  
Hikaru YOKOYAMA              Hiroshi MAEKAWA

北翔大学教育文化学部研究紀要  
第4号 2019

# 教職課程科目「生徒指導の理論及び方法」の一考察

## A Study about a Subject in Teacher Training Course "Theories and Methods for Student guidance"

横 山 光 前 川 洋<sup>1</sup>  
Hikaru YOKOYAMA Hiroshi MAEKAWA

### 1. はじめに

中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成27年12月)<sup>(1)</sup>を受け、「すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すもの」<sup>(2)</sup>として、「教職課程コアカリキュラム」が策定された。各大学においては、「教職課程コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計・実施」することが求められている。

さらに、上記答申を受けて、北海道においても「北海道における教員育成指標」<sup>(3)</sup>が策定され、14の「キーとなる資質能力」のうちの「生徒指導・進路指導力」として、「個や集団を指導する意義や重要性、手立てを理解している。子どもの個性や能力の伸長と健全な心身の育成をとおして、子どもの自己実現を図る指導の重要性を理解している。」ことを教員の養成段階に求めている。

また、北海道立教育研究所が行った調査研究<sup>(4)</sup>によると、「北海道における教員育成指標」が示す14の「キーとなる資質能力」のうち、初任段階教員が求める資質・能力は、「いずれの校種においても、「教科や教職に関する専門的知識」と「実践的指導力」となっており、次に多いのは、小学校で「総合的人間力」「学び続ける力」「子ども理解」、中学校で「総合的人間力」「新たな教育課題への対応力」、高等学校で「新たな教育課題への対応力」「組織的・協働的な課題対応・解決能力」となっている。

本稿では、こうした「教職課程コアカリキュラム」や「北海道における教員育成指標」などを踏まえて、教職課程科目「生徒指導の理論及び方法」の授業計画を作成するとともに、指導内容や方法等について考察することとする。

---

1 北海道立教育研究所

## 2. 教職科目「生徒指導の理論及び方法」の授業計画

教職科目「生徒指導の理論及び方法」の教職課程コアカリキュラムが、図1のとおり示された<sup>(2)</sup>。「(1) 生徒指導の意義と原理, (2) 児童及び生徒全体への指導, (3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導」の3つ内容のまとまりで構成されており、それぞれに、全体目標を内容のまとまりごとに分化させた「一般目標」と、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を表した「到達目標」が示されている。この教職課程コアカリキュラムに示されている3つの内容のまとまりや到達目標に則して、授業計画を表1のとおり作成した。

なお、教職課程コアカリキュラムでは、(1) 生徒指導の意義と原理において、「各教科・道徳教育・総合的な学習の時間・特別活動における生徒指導」「集団指導・個別指導」「生徒指導体制と教育相談体制」の順に到達目標が示されているが、本稿の授業計画では、「ウ 生徒指導体制と教育相談体制」の後に、「エ 各教科、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動に

| 生徒指導の理論及び方法                |  |
|----------------------------|--|
| 全体目標：                      | 生徒指導は、一人一人の児童及び生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して教育活動全体を通じ行われる、学習指導と並ぶ重要な教育活動である。他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に生徒指導を進めいくために必要な知識・技能や素養を身に付ける。   |
| (1) 生徒指導の意義と原理             |  |
| 一般目標：                      | 生徒指導の意義や原理を理解する。   |
| 到達目標：                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 教育課程における生徒指導の位置付けを理解している。</li> <li>2) 各教科・道徳教育・総合的な学習の時間・特別活動における生徒指導の意義や重要性を理解している。</li> <li>3) 集団指導・個別指導の方法原理を理解している。</li> <li>4) 生徒指導体制と教育相談体制それぞれの基礎的な考え方と違いを理解している。</li> </ol>                          |
| (2) 児童及び生徒全体への指導           |  |
| 一般目標：                      | すべての児童及び生徒を対象とした学級・学年・学校における生徒指導の進め方を理解する。   |
| 到達目標：                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 学級担任、教科担任その他の校務分掌上の立場や役割並びに学校の指導方針及び年間指導計画に基づいた組織的な取組の重要性を理解している。</li> <li>2) 基礎的な生活習慣の確立や規範意識の醸成等の日々の生徒指導の在り方を理解している。</li> <li>3) 児童及び生徒の自己の存在感が育まれるような場や機会の設定の在り方を例示することができる。</li> </ol>                   |
| (3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導 |  |
| 一般目標：                      | 児童及び生徒の抱える主な生徒指導上の課題の模態と、養護教諭等の教職員、外部の専門家、関係機関等との校内外の連携も含めた対応の在り方を理解する。  |
| 到達目標：                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 校則・懲戒・体罰等の生徒指導に関する主な法令の内容を理解している。<br/>※高等学校教諭においては停学・退学を含む。</li> <li>2) 暴力行為・いじめ・不登校等の生徒指導上の課題の定義及び対応の視点を理解している。</li> <li>3) インターネットや性に関する課題、児童虐待への対応等の今日的な生徒指導上の課題や、専門家や関係機関との連携の在り方を例示することができる。</li> </ol> |

図1 「生徒指導の理論及び方法」(教職課程コアカリキュラム<sup>(2)</sup>より)

表1 教職科目「生徒指導の理論及び方法」の授業計画

| 回  | テーマ・指導事項  |
|----|---|
| 1  | (1) 生徒指導の意義と原理<br>ア 生徒指導とは  |
| 2  | イ 子どもの発達を理解した生徒指導<br>ア) 人間観・発達観と教育観・指導観<br>イ) 集団指導と個別指導   |
| 3  | ウ 生徒指導体制と教育相談体制   |
| 4  | エ 各教科, 道徳教育, 総合的な学習の時間, 特別活動における生徒指導<br>ア) 教育課程における生徒指導の位置付け<br>イ) 学習指導における生徒指導<br>ウ) 道徳教育, 総合的な学習の時間, 特別活動における生徒指導 |
| 5  | (2) 児童・生徒全体への指導<br>ア 学校運営と生徒指導  |
| 6  | イ 学級担任による生徒指導   |
| 7  | ウ 基礎的な生活習慣の確立や規範意識の醸成<br>ア) 基礎的な生活習慣の確立と規範意識を育む指導<br>イ) 小・中学校・高等学校における生徒指導  |
| 8  | (3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導<br>ア 校則, 懲戒, 出席停止, 体罰  |
| 9  | イ 問題行動の早期発見と効果的な指導  |
| 10 | ウ 暴力行為  |
| 11 | エ いじめ   |
| 12 | オ 不登校   |
| 13 | カ 今日的な生徒指導上の課題への対応<br>— ネットトラブル, 性に関する課題, 児童虐待等—  |
| 14 | (4) 生徒指導と進路指導 (キャリア教育)<br>ア 進路指導・キャリア教育の意義や原理   |
| 15 | イ ガイダンス, カウンセリングとしての指導  |

における生徒指導」を学習することとした。教科等における生徒指導の在り方などを学習する前に、生徒指導部などの校務分掌の組織や学校全体の協力体制など、学校における生徒指導の全体像を理解した方が効果的であると考え、学習内容の順序を入れ替えた。さらに、「エ 各教科, 道徳教育, 総合的な学習の時間, 特別活動における生徒指導」が、教育課程における生徒指導そのものであることから、教職課程コアカリキュラムの(1)の「1) 教育課程における生徒指導の位置付け」については、このエの中で指導することとした。

また、キャリア教育を含む進路指導は、生徒指導と、人格を形成するという究極的な目的を共有し、密接な関係にあることから、「(4) 生徒指導と進路指導 (キャリア教育)」として、授業計画に取り入れた。

### 3. 教職科目「生徒指導の理論及び方法」の指導内容・方法等

#### (1) 生徒指導の意義と原理

##### ア 生徒指導とは

生徒指導には決まった定義はないが、「生徒指導提要」<sup>(5)</sup>では、次のように生徒指導を説明している箇所がいくつもある。(下線は、説明のため加筆)

- ・教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な育成を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義 (p1)
- ・生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです (p5)

教職課程では、これらを生徒指導提要から書き出させるなどして、下線部の「個性の伸長」や「社会的な資質や能力・態度の育成」「自己実現」「自己指導能力の育成」が、生徒指導の大切なキーワードであることに気付かせることが大切である。

##### イ 子どもの発達を理解した生徒指導

##### ア) 人間観・発達観と教育観・指導観

人間は、一方的に育てられる受け身の存在ではなく、自らの欲求を主張し、社会のルールの中で自己の欲求を満たしながら人格を完成させようとする存在である。教職課程では、学生自身が、どのような欲求を持ち、その欲求をどのように充足させ成長しようとしているかを考えることで、このような人間観や発達観を理解させることが必要と考える。

また、自分勝手な教育観・指導観を教員がそれぞれ主張し始めると、学校運営に支障が出るから、まずは、生徒指導の基盤となる望ましい教育観・指導観を身に付け、その上で、教職経験を重ねながら、よりよい教育観・指導観を形成していくことが大切と考える。そのため、教職課程では、生徒指導を通じて、自発性・自主性や自律性、主体性などの基本的な資質・能力と自己指導能力を育成するという教育観と、主体的に取り組める場や、集団の一員として参加する機会、特別な役割(仕事)を与え責任感を感じさせる機会を提供しながら自己決定を求めていくという指導観を身に付けさせることが大切である。併せて、このような場や機会を具体的に例示できるように指導することも必要である。

##### イ) 集団指導と個別指導

生徒指導には、「一人一人の児童生徒は集団の活動によって、社会で自立するために必要な力を身に付けることができるという生徒指導の原理」がある<sup>(5)</sup>ことから、集団指導においては、全ての児童生徒に活躍できる場や機会が当たるように配慮することなどが大切である。また、集団指導と個別指導には、共通する3つの目的「成長を促す指導、予防的な指導、課題解決的な指導」と、「集団指導をとおして個を育成し、個の成長が集団を発展させるという相互作用

により、児童生徒の力を最大限に伸ばすことができるという指導原理」があり、集団指導と個別指導は不可分のものである。教職課程では、こうした集団指導の原理等を理解させるとともに、学級、授業、部（クラブ）活動、生徒（児童）会などにおける具体的な活動を例に、集団指導の工夫について考えさせることが大切である。

一方、個別指導とは、一部の児童生徒を対象として集団から離して行うだけではなく、学校教育のあらゆる場面で個別に配慮した指導・援助するものである。個別指導を効果的に行うためには、児童生徒と教員の信頼関係が何よりも必要であり、信頼関係は児童生徒に対する日頃の接し方や言動によって作られるものである。教職課程では、こうした個別指導の原理等を理解させるとともに、ペア・ワークなどをおして、児童生徒との信頼関係の具体的な築き方について考えさせることが必要である。特に、褒め方や叱り方、公平な対応について具体的に考えさせ、教員としての実践的指導力を高めることが大切である。

#### ウ 生徒指導体制と教育相談体制

生徒指導体制とは、「生徒指導部などの校務分掌の組織、学級担任や学年の連携、学校全体の協力体制、組織内のリーダーシップやマネージメントの状況、メンバーの役割分担とモラル（意欲や道義心）、保護者やPTAとの関係性、さらには関係機関等との連携など、各学校の生徒指導の全体的な仕組みや機能」<sup>(6)</sup> のことであり、その中心的な役割を担うのが、教育相談である。また、生徒指導が主に集団に焦点を当てて行うのに対して、教育相談は主に個人に焦点を当て、面接などをおして個の内面の変容を図ろうとするものである。

教職課程では、こうした生徒指導体制と教育相談体制について、学生に、図2のような校務分掌組織図を調べさせるなどして、理解を深めさせることが大切である。

#### エ 各教科、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動における生徒指導

##### ア) 教育課程における生徒指導の位置付け

教育課程とは、教育の目標を達成するために、国や地方自治体の法令や規則等に従って、各学校で編成される教育計画であり、学校における教育活動には、教育課程内の教科等における教育活動と、休み時間や放課後の指導、部活動などの教育課程外の教育活動がある。教職課程では、こうした教育課程の範囲などを理解させた上で、生徒指導は、教育課程内外のすべての教育活動において機能するもので、学校の教育目標を達成するための重要な機能の一つであることや、教育課程内外の様々な教育活動を日々行うに当たり「①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に特に留意すること」<sup>(5)</sup> が求められていることを理解させることが大切である。

また、教育課程には、共通性が求められる一方、児童生徒一人一人の個性的な資質や能力を伸ばすための個性も求められている。教職課程では、個性化を図ることを重視する生徒指導の機能が、教育課程の個性性に重要な役割を果たしていることも理解させることが必要である。

##### イ) 学習指導における生徒指導

学習指導と生徒指導は、学校の重要な教育機能であるが、学習指導の場が生徒指導の場でも

あるように、学習指導には生徒指導としての側面が2つある。その1つは、基本的な学習態度の在り方等についての指導で、一人一人の児童生徒の学習への適応を図る生徒指導と捉えることができる。もう1つは、一人一人を生かした創意工夫ある指導で、一人一人の学習意欲を高め、各教科等の目標達成や進路の保障につながる生徒指導と捉えることができる。

教職課程では、こうした学習指導における生徒指導の側面を理解させるとともに、児童生徒の学力を向上させるためには、生徒指導の充実が欠かせないことを深く理解させることが必要である。特に、「わかる授業」を確立することが、授業の場を児童生徒の居場所としたり、主体的な学習態度を養ったりするほか、児童生徒からの信頼を得ることにもつながることを、学生自身の学習経験を振り返りながら理解させることが大切である。

また、学生の実践的指導力を高めるため、授業中の児童生徒の私語、居眠りなどに対する具体的な指導や、学習上の不適応を防止するための対応策などについて、グループ協議させたり、ロールプレイングさせたりすることが必要と考える。

#### ウ) 道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動における生徒指導

道徳教育で培われた道徳性や道徳的实践力が、生徒指導によって日常の生活場面で具現できるようになる一方、生徒指導によって培われた児童生徒同士の望ましい人間関係が、道徳教育の指導効果を高めるなど、道徳教育と生徒指導には相互補完関係がある。

総合的な学習（探究）の時間をとおして、児童生徒に、自ら課題を見付け、自ら学び考え、主体的に判断させたり、協働的に学ばせたり、自己の生き方を考えさせたりすることは、生徒指導が目指す、自発性・自主性、主体性の育成や、社会的な資質や能力・態度の育成、自己実現を図ることにつながる。

特別活動は、集団を単位とした活動が基本であるため、自己存在感を与えることや共感的な

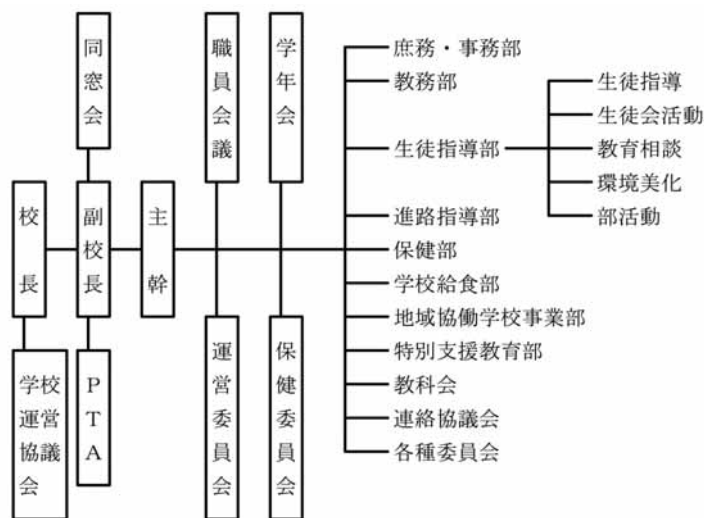


図2 校務分掌組織図の例（中学校）（生徒指導提要<sup>(5)</sup>より）

人間関係を育成することなど生徒指導の機能が活かされる場や機会がとても多く、特別活動の目標の実現には、生徒指導の充実が不可欠である。

教職課程では、これらの教育活動と生徒指導との関係や、生徒指導の機能を生かしながらそれぞれの教育活動の充実を図ることの大切さを理解させることが必要である。特に、学生の実践的指導力を高めるため、例えば、学級（ホームルーム）単位で演劇や合唱などを行う際の、生徒指導の機能を生かした指導について、グループで協議させることが必要である。

## (2) 児童・生徒全体への指導

### ア 学校運営と生徒指導

学校運営とは、学校が教育目標を実現するための組織的・計画的な取組を展開していくことである。教育目標には生徒指導が目指す「子ども像」が示されることが多く、取組自体も生徒指導に関わるものがほとんどである。教職課程では、こうした学校運営と生徒指導の密接な関係を理解させるとともに、図3のような教育活動における生徒指導の位置付けなどから、教員が校務分掌上の様々な立場で日常的に生徒指導を行っていることを理解させる必要がある。

また、各学校には、学校運営を円滑に行うため、教育目標に基づく教育計画が作成されている。その中には、生徒指導の指導計画（全体計画と年間計画）もある。一般に、全体指導計画

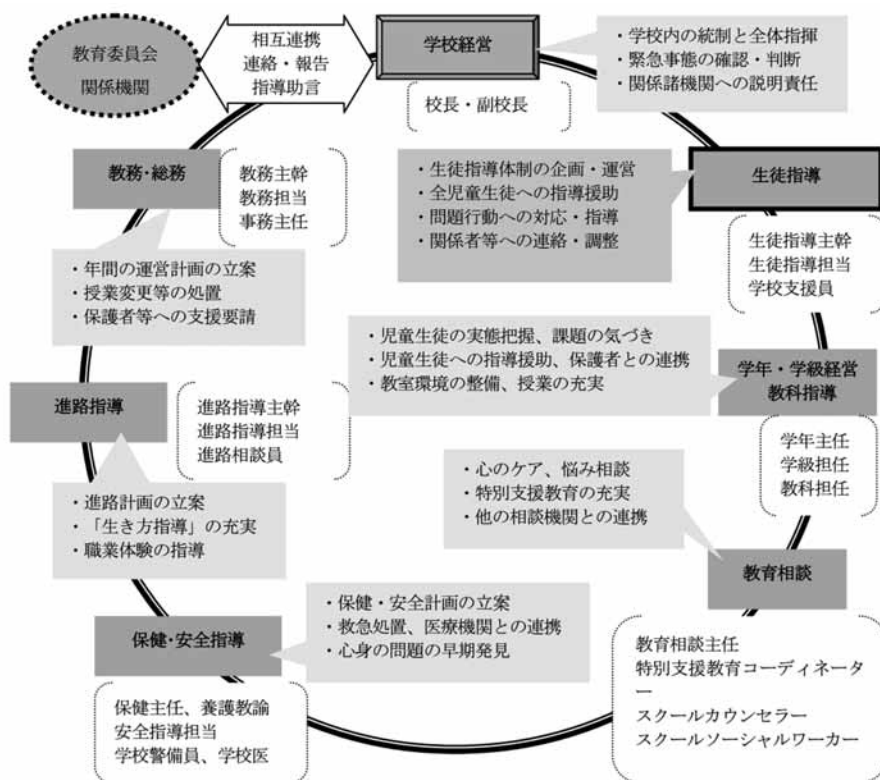


図3 生徒指導の学校教育活動における位置付け（生徒指導提要<sup>(5)</sup>より）



は、学校の教育目標を踏まえた生徒指導の基本構想を表したものであり、入学から卒業するまでの長いスパンを見通した系統的・発展的な指導の目標や方針を示したものである。また、年間指導計画は、全体指導計画に基づき、学年や学級等において指導する時期と内容を具体的に示したものである。全ての教員は、これらに基づき組織的に生徒指導を行わなければならない。教職課程では、学生に母校等の指導計画を調べさせるなどして、指導計画の内容や必要性、それに基づく組織的で計画的な生徒指導の重要性について理解させることが大切である。

### イ 学級担任による生徒指導

学級は、児童生徒の学校生活の基盤であるため、学級担任の生徒指導に果たす役割はとても大きい。特に、小学校の学級担任は、学校生活のほとんどの場面で児童と接することから、学校の中で担当児童を最も理解できる立場にあり、指導する機会も極めて多い。中学・高校の学級担任においても、特別活動や教科指導等で生徒と接する機会は、他の教員より多い。

一方、学級内の児童生徒にとっての学級は、学級担任の適切な生徒指導により、「心の居場所」となることが必要である。そのためには、前述した自己指導能力を育成する上で重要な、「①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点」<sup>(4)</sup>に留意することが必要である。特に、特別活動や教科の指導においては、自己存在感が重要と考える。

教職課程では、学級担任の生徒指導上の大きな役割を理解させるとともに、将来学級担任（教科担任を含む）となったときの心構えや責任について考えさせる必要がある。その際、図4の「教師の言葉」<sup>(7)</sup>に見られるような児童生徒に接する時の「やる気を失わせる言葉」や「やる気を起こさせる言葉」について、学生に考えさせ、発表させることで実践的指導力を身に付け

| 教師の言葉                             |  |  |
|-----------------------------------|--|--|
| 児童生徒に接する場合には、言葉がけにも十分気を配ることが大切です。 |  |  |
|                                   | やる気を失わせる言葉   | やる気をおこさせる言葉  |
| 罵倒型                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>こんなこともわからないのか</li> <li>こんなこともできないのか</li> <li>どうしてできないの</li> <li>頭わるいな</li> <li>ばかもの</li> <li>なんと言えばわかるんだ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 元気かい ○ がんばれよ</li> <li>○ やってみよう</li> <li>○ 君ならやればもっとできる</li> <li>○ もう少いでよくなるよ</li> <li>○ これができたらすばらしいな</li> <li>○ もうちょっと工夫してみよう</li> </ul> |
| 否定型                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>へたくそ</li> <li>この程度か</li> <li>やめてしまえ</li> <li>そんなことではだめだ</li> <li>だからお前はだめなんだ</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ よくできたね ○ 立派だね</li> <li>○ よく気付いた ○ がんばったね</li> <li>○ じょうずになったよ</li> <li>○ あなたのいいところだよ</li> <li>○ よくわかったね</li> </ul>                        |
| 突き放し型                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>どうせお前は</li> <li>なにやってんだ</li> <li>いつまでかかるんだ</li> <li>どうしようもないやつだ</li> <li>やる気あるのか、出ていけ</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ さすがだね ○ すごいな</li> <li>○ ありがとう</li> <li>○ おしかったなあ</li> <li>○ まちがいはだれにもあるさ</li> </ul>   |

図4 教師の言葉（「平成30年度 学校教育の手引き」<sup>(7)</sup>より）

させることも必要である。また、文部科学省の資料<sup>(8)</sup>によると、日々の授業の中で、児童生徒に自己存在感を持たせるためには、「授業に参加している」「自分が必要とされている」という実感を持たせたり、教師自身が児童生徒一人一人を大切にしている姿勢を示したりすることが重要とある。教職課程では、こうした授業を行うためにどのような場や機会の設定が必要かを、学生に考えさせ、自己存在感を育む実践的指導力を身に付けさせることも必要である。

また、児童生徒理解なくして生徒指導は成り立たないことから、学級担任には、的確な児童生徒理解が求められる。児童生徒理解は、観察や面接などの方法を用いて、能力や性格、交友関係などを対象として多角的・多面的に行われるものである。教職課程では、こうした児童生徒理解の重要性を理解させるとともに、実践的指導力を身に付けさせるため、客観的理解などの児童生徒を観察するときの視点を、グループで協議させることも必要と考える。

## ウ 基礎的な生活習慣の確立や規範意識の醸成

### ア) 基礎的な生活習慣の確立と規範意識を育む指導

学校においては、児童生徒に基礎的な生活習慣を確立させ、規範意識に基づいた行動ができるように指導することが大切である。生徒指導提要<sup>(5)</sup>では、学校における「基本的な生活習慣」を、次のように整理している。(下線は、説明のため加筆)

- ・ 時間を守る、物を大切に、服装を整えるなどの学校生活を営む上で必要なきまりに関する生活習慣
- ・ あいさつや礼儀、他者とのかかわりや自らの役割を果たすなどの集団生活にかかわる生活習慣
- ・ 授業規律や態度、忘れ物をしないなどの学校における様々な活動を行う上での生活習慣

教職課程では、下線部の基礎的な生活習慣の具体例を学生に挙げさせて、基礎的な生活習慣の育成について理解を深めさせるとともに、後述する学校段階に応じた具体的な指導ができる

表2 学校における基礎的な生活習慣の育成及び規範意識の醸成の在り方

| 校種   | 基礎的な生活習慣の育成  | 規範意識の醸成   |
|------|--|---|
| 小学校  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭生活も含め日常の生活を振り返り、見直させる取組などとおして、時間で区切られた規則正しい生活や授業規律、集団生活のルールなどを身に付けさせる</li> <li>・ 生活習慣の課題を改善しようとする意欲を育む</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭におけるしつけが規範意識醸成の中核であるが、学校の役割がますます重要</li> <li>・ 校内規律、特に<u>授業規律の維持</u>とおした規範意識の醸成が重要</li> </ul>               |
| 中学校  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの生活について客観的に見つめ直す機会や、意見交換などとおして生活の具体的な改善策を<u>考え実践に努める態度を養う</u></li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活が規律や社会的ルールを学ぶ場であるという共通認識に立った、一貫性のある校内規律の指導が重要</li> <li>・ 生徒一人一人に<u>規則を守ることの必要性</u>を考えさせることが大切</li> </ul> |
| 高等学校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの生活習慣をつくる力を育む</li> <li>・ 生徒相互の<u>支え合い</u>とおして<u>生活習慣の改善を図らせる</u></li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的に「社会で許されない行為は、学校でも許されない」といった毅然とした指導が重要</li> <li>・ 「<u>社会の一員</u>」としての責任と義務を指導していくことが大切</li> </ul>          |

ようにすることが大切である。

### イ) 小・中学校・高等学校における生徒指導

学校における基礎的な生活習慣の育成及び規範意識の醸成の在り方について、校種別にまとめると、表2のようになる。教職課程では、表2の下線部に示したように、指導の在り方が発達段階（校種）に応じて異なることを理解させるとともに、小・中学校において授業規律を守らせる具体的な指導をグループで協議させたり、高校生に「社会の一員」であることを指導するために、「未成年者喫煙禁止法」など生徒の問題行動と抵触する関係法規を学生に調べさせたりするなどして、実践的指導力を高めることが必要である。

### (3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導

#### ア 校則、懲戒、出席停止、体罰

校内規律を維持することは、学校における教育活動の基盤である。教育基本法第6条第2項や学校教育法第21条第1項を根拠に、学校では、校内規律に関する指導や規範意識を育む指導を推進しなければならない。その一方で、校則について定める法令の規定はなく、「判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にある」<sup>(5)</sup>とされている。教職課程では、こうした法的根拠などについて理解させるとともに、「守られている」意識ではなく、自ら規範を守ろうとする自律性を児童生徒に育むことが重要であることも理解させる必要がある。さらに、「価値観の多様化」が進行しており、校則が一般社会と乖離しないよう見直すことも大切であることから、学生には、頭髪や服装などの校則の例を挙げて、その必要性や運用の在り方などについて議論させ、実践的指導力を育成することも必要である。また、関係法令を基に、懲戒、出席停止、体罰について、表3のように学生にまとめさせるなどして、懲戒、体罰等の生徒指導に関する主な法令の内容を理解させることも必要である。

表3 学校種別の懲戒、出席停止、体罰の範囲

| 懲戒、出席停止、体罰   | 学 校 種                          |                  |                  | 執行者                     | 関係法令                                  |
|--|--------------------------------|------------------|------------------|-------------------------|---------------------------------------|
|  | 小・中学校                          |                  | 高校               |                         |                                       |
|  | 公立                             | 国私立              |                  |                         |                                       |
| 懲戒<br>○事実行為としての懲戒<br>(法的効果を伴わない)<br>・叱責、起立、居残り等<br>・訓告<br>○法的効果を伴う懲戒<br>・退学<br>・停学 | ○<br>○<br>× <sup>*1</sup><br>× | ○<br>○<br>○<br>× | ○<br>○<br>○<br>○ | 校長・教員<br>校長<br>校長<br>校長 | 学校教育法第11条<br>学校教育法施行規則<br>第26条第2・3・4項 |
| 出席停止 <sup>*2</sup>   | ○                              |                  |                  | 市町村教委                   | 学校教育法<br>第35条第1・2・4項                  |
| 体罰   | ×                              | ×                | ×                |                         | 学校教育法第11条<br>ただし書き                    |

※1 併設型中学校、中等教育学校前期課程は「○」。 ※2 学校保健安全法に基づく出席停止を除く。

## イ 問題行動の早期発見と効果的な指導

問題行動を早期に発見するためには、児童生徒の発するサインを見逃さないことが必要である。また、実際に問題行動が起きたとき、迅速な事実確認や問題行動の背景分析、自己存在感を持たせる指導、保護者との連携などが必要である。

教職課程では、服装や言葉遣いなどに見られる問題行動のサインを考えさせたり、「万引き」を例として、事実確認の方法や留意する点、自己存在感を持たせる具体的な指導などについて協議させたりすることで、実践的指導力を身に付けさせることが大切である。

重大な事案では、生徒指導部の枠を超えた管理職や養護教諭等が参加する「プロジェクトチーム」を校内に編成したり、教育委員会の指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察などの関係機関と連携して当該児童生徒を支援したりすることが重要である。教職課程では、暴力行為・いじめなどのケーススタディーを行ったり、北海道警察少年サポートセンターの活動を調べさせたりするなどして、こうしたチームの編成や関係機関との連携による組織的な対応を例示できるようにすることが必要である。

## ウ 暴力行為

学校においては、暴力行為が社会において絶対許されない行為であることから、暴力を明確に否定するという基本的な考えに立って、暴力行為の予防に努めなければならない。また、暴力行為が発生した場合の対応の基本は、表4のように生徒指導提要<sup>(4)</sup>にまとめられており、特に、①～③の初期対応は、判断と行動の両面における迅速さが必要である。

教職課程では、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の手引（学校用）」<sup>(9)</sup>（平成27年度対象調査までは「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査の手引（学校用）」となっている。以下、いずれの年度の調査についても、「文部科学省問題行動等調査の手引」という。）に基づく暴力行為の定義や表4の対応の基本などについて理解させるとともに、同調査の結果を基に、北海道の現状や課題を考えさせたり、ケーススタディーを行わせたりして、警察、児童相談所、保護観察所、家庭裁判所など関係機関との連携による組織的な対応を例示させることが必要である。

## エ いじめ

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こり得るものであり、その早期発見に努めることが最も重要であるが、いじめの認識が、地域や学校、さらには、教員間で異なっていると考えられる。

表4 暴力行為の発生に伴う対応の基本項目（生徒指導提要<sup>(5)</sup>より）

| 基本項目                             |
|----------------------------------|
| ①緊急性や軽重などを判断した迅速な対応（複数の教職員による対応） |
| ②当事者（加害者と被害者）への対応と援助、周囲への指導      |
| ③正確な事実関係の把握                      |
| ④指導方針の決定                         |
| ⑤役割分担による指導と対応策の周知                |
| ⑥保護者、PTA、関係機関等との連携               |

表5 いじめの定義等の変遷

| 時期 <sup>※</sup> | いじめの定義・いじめに該当する否かの判断等   | 主な変更点  |
|-----------------|---|--|
| 昭和60年度～         | ①自分よりも弱いものに対して一方的に、<br>②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、<br>③相手が深刻な苦痛を感じているもの、であって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。<br>④なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。   |  |
| 平成6年度～          | ①、②同上<br>③相手が深刻な苦痛を感じているもの。<br>④なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。<br>⑤いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「・・・であって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を③から削除</li> <li>・左記⑤を追加</li> </ul>   |
| 平成18年度～         | ①一定の人間関係のある者から、<br>②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、<br>③精神的な苦痛を感じているもの。<br>④なお、起こった場所は学校の内外を問わない。<br>⑤「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一方的に」「継続的に」「深刻な」を削除</li> <li>・「一定の人間関係にある者」「攻撃」「物理的な攻撃」の注釈が追加</li> <li>・「いじめられた児童生徒の立場に立ってとは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということ」が注釈に追加</li> <li>・「発件数」を「認知件数」に変更</li> <li>・「けんか等を除く。」の注釈が追加</li> </ul>   |
| 平成24年度～         | 同上  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「けんか等を除く。」に「ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。」を追加</li> <li>・いじめの状況に応じて警察への相談・通報と連携した対応を求めることを追加</li> </ul>  |
| 平成25年度～         | ①児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う<br>②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、<br>③当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。<br>④なお、起こった場所は学校の内外を問わない。<br>⑤同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人間関係」を「人的関係」に変更</li> <li>・「インターネットを通じて行われるもの」を追加</li> <li>・「精神的な苦痛」を「心身の苦痛」に変更</li> <li>・「けんか等を除く。ただし、外見的には・・・。」を「けんかは除くが、外見的には・・・ことでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。」に変更（「いじめられた」は平成27年度に「当事者となった」に変更）</li> <li>・いじめの判断に、「同法（いじめ防止対策推進法）の趣旨を十分踏まえ」を追加</li> </ul> |
| 平成28年度～         | ①同上<br>②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、<br>③、④同上<br>⑤「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・②の「・・・を含む」は平成26年度に、⑤の「法が制定された趣旨を十分踏まえ、」は平成27年度に変更</li> <li>・「けんかは除くが、・・・」を「けんかやふざげ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。」に変更</li> <li>・いじめに係る行為が少なくとも3か月継続していることや被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを、「いじめが解消している」状態の要件として規定</li> </ul>                     |

※文部科学省の調査対象時期（年度）で表す。

これでは、いじめの実態を正確に把握することはもとより、早期発見は難しい状況にある。そのため、国では、いじめの定義やいじめに該当する否かの判断等を、何度も修正してきた。この変遷を、「文部科学省問題行動等調査の手引」<sup>(9)</sup>や国立教育政策研究所生徒指導研究センターの「生徒指導資料」<sup>(10)</sup>を参考にまとめたのが、表5である。教職課程では、こうした定義等の変遷を学習することにより、法律上のいじめの定義が、社会通念上のいじめの定義を超えていることを理解させ、いじめを積極的に認知しようとする態度を養うことが大切である。また、ケーススタディーなどをおして、いじめを認知した場合の保護者、関係機関との連携による情報収集や組織的な対応について、具体的に例示できるようにすることが必要である。

### オ 不登校

学校は、不登校の解決に向け、不登校児童生徒がどのような状態にあり、どのような援助を必要としているかの見極め（アセスメント）を行い、適切な働きかけやかかわりを持つことが必要である。その際、不登校を、「心の問題」としてのみ捉えるのではなく、社会的自立を目指す広い意味での「進路の問題」として捉え、不登校児童生徒が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための援助を行うという視点が大切である。また、学校においては、生徒指導部の枠を超えた管理職や養護教諭等が参加する「不登校対策委員会」を校内に組織したり、教育委員会、教育支援センター（適応指導教室）、児童相談所などの公的機関だけでなく、民間団体、民間施設とも積極的に連携し対応に当たったりすることも必要である。

教職課程では、不登校児童生徒への適切な働きかけやかかわり方などを理解させるとともに、ケーススタディーなどをおして、保護者、関係機関等との連携による対応を具体的に例示できるようにすることが必要である。

### カ 今日的な生徒指導上の課題への対応ーネットトラブル、性に関する課題、児童虐待等ー

インターネット・携帯電話の普及に伴い、児童生徒の生活習慣や授業規律が乱れるだけでなく、児童生徒の個人情報の流出や出会い系サイト等による被害など深刻な問題が発生している。学校においては、情報モラル教育の推進をはじめ、違法・有害情報に対するフィルタリングやトラブルが生じたときの対処方法などについて、適切に指導できるよう、ネットの現状や関係法令、相談窓口等を十分に把握しておくことが必要である。

性に関する教育は、体育（小学校）や保健体育（中学校・高等学校）の教科を中心に、全ての教育活動をおして行うものである。その際、学校においては、自校の児童生徒や保護者の性に関する意識など自校の現状を把握することが重要である。また、性に関する問題行動等の対応については、個別指導が基本であることから、他の問題行動以上に養護教諭の役割が大きく、養護教諭と他の教職員が情報の共有を図り連携して指導に当たることが大切である。

「児童虐待防止法」<sup>(11)</sup>では、児童虐待の定義のほか、学校及び教職員が児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、「児童虐待の早期発見に努めなければならない」ことや「児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない」ことを定めている。さらに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者には、通告義務を課し、その通告は公務員等の守秘義

務に優先するが、虐待の確証までは通告者に求めていない。また、児童が虐待を受けたと思われるときは、「児童虐待への対応の基本は、「一人（一機関）で抱え込まない」「疑わしきは通告と連携」<sup>(5)</sup>であることや、児童を援助するときは、家庭にいたままで支援する在宅援助と家庭を離れる分離援助など、様々な支援制度があることなど、学校は、法律の内容とともに、こうした支援制度など虐待に関する正確な知識を有することが必要である。

今日的な生徒指導上の課題としては、これらのほか、自殺、LGBTなども考えられる。また、社会の変化に伴い、今後新たな課題も出てくることが予想される。こうした今日的な生徒指導上の課題に対し、学校は、現状や自校の実態を把握するとともに、関連法令、対応の基本、関係機関等との連携の在り方などの知識を有することが必要である。

教職課程では、ケーススタディーやグループ・ワークなどをおして、様々な今日的な生徒指導上の課題への対応について理解させることが必要である。また、新たな課題が出てきても対応できるよう、学生に対し、教員になってからの自己研鑽が重要であることや、学校が抱え込むことなく専門家や関係機関等との連携が大切であることも理解させる必要がある。

#### (4) 生徒指導と進路指導（キャリア教育）

##### ア 進路指導・キャリア教育の意義や原理

中学校・高等学校で行われる生徒個々への具体的な進路指導の取組は、生徒指導としての役割も果たしており、生徒指導と密接な関係にある。それは、進路指導が、「生徒が自ら、将来の進路選択・計画を行い、就職又は進学をして、さらには将来の進路を適切に選択・決定していくための能力を育むため、学校全体として組織的・体系的に取り組む教育活動」であり、児童生徒の社会的な資質や能力・態度を育成する生徒指導と、「人格の形成に係る究極的な目的において共通」しているからである<sup>(5)</sup>。また、進路指導は、キャリア教育を進める中で、「生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。」<sup>(12)</sup>と、キャリア教育の中に位置付けられている。これは、平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領においても同様である。小学校学習指導要領では、「児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」<sup>(13)</sup>とキャリア教育に取り組むことは示されているが、進路指導の記述はない。しかし、小学生は職業へのあこがれが強く、将来の進路を適切に選択していくための能力などを身に付けさせることも必要であることから、中学校・高等学校と同様に、キャリア教育推進の中で進路指導を行うことは大切であると考えられる。その際、ガイダンスの機能の充実を図りながら、進路指導（キャリア教育）に取り組むことが大切である。

教職課程では、いずれの校種の教員養成であっても、生徒指導と進路指導との関連性や、キャリア教育の一環としてガイダンスの機能を生かした進路指導を行うことの意義を理解させることが必要である。さらに、学校が作成しているキャリア教育の全体計画や組織体制を学生に

調べさせるなどして、基礎的・汎用的能力である「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」と各教科等の目標との関係や、全ての教科等で横断的に取り組むキャリア教育の在り方、学校の組織的な指導体制などについて理解させることが必要である。また、4つの基礎的・汎用的能力をどの程度身に付けさせるかは、学校の実態によって異なり、学校の教育目標と密接に関係していることから、学生に、母校等の学校目標や重点目標の中に、キャリア教育の視点が見られるかを調べさせるなどして、キャリア教育の視点からカリキュラム・マネジメントを行うことも理解させる必要がある。

小学校学習指導要領解説特別活動編<sup>(14)</sup>では、「「キャリア形成」とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけ、その連なりや積み重ねを意味する。」とあり、中学校においても同様であるが、キャリア形成は学校教育だけで完結できるものではない。「キャリア形成には、一人一人の成長・発達の過程における様々な経験や人との触れ合いなどが総合的にかかわってくる」<sup>(15)</sup>ことから、児童生徒の生活時間の多くを占める家庭と積極的にかかわり連携・協力してキャリア教育を進めていくことが必要である。また、家庭だけでなく、地域社会、企業など地域の教育資源を有効に活用することも大切であり、特に、職業に関する体験活動を実施する上で、連携・協力は欠かせない。教職課程では、キャリア教育を推進するに当たり、こうした家庭をはじめとする地域社会や関係機関等との連携の必要性や在り方を理解させることが必要である。

#### イ ガイダンス、カウンセリングとしての指導

小学校学習指導要領では、「学校生活への適応や人間関係の形成などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。」<sup>(13)</sup>とあり、児童の発達を支える指導としてガイダンス及びカウンセリングの充実が求められている。これは、中学校・高等学校においても同様である。ガイダンスとカウンセリングは、児童生徒の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を促す働きかけの両輪と捉えることができる。教職課程では、ガイダンスとカウンセリングの趣旨を理解させるとともに、ガイダンスとしての案内や説明の方法及びカウンセリングとしての意図的な対話や話し掛けの方法について実践的に学ばせることが大切である。

また、キャリア教育の評価の機能としては、学校の指導計画や学習指導の改善に役立てるだけでなく、児童生徒が評価を生かして自らの学習の改善に役立てることが、キャリア形成の観点から重要である。教職課程では、児童生徒にこれまでの学習を振り返り自己評価を行わせることが、キャリア形成を行う上で大切であることを理解させる必要がある。

## 4. まとめ

以上のように教職課程科目「生徒指導の理論及び方法」の授業計画を作成し、指導内容や指



導方法などについて検討を行った。国が策定した「教職課程コアカリキュラム」の「全体目標」等の内容を確実に修得させるだけでなく、北海道が求める教員養成段階での「生徒指導・進路指導力」や、学校現場ですぐに役立つ「実践的指導力」が身に付くことに留意して検討した。また、教員には、強い使命感と子どもへの深い愛情が何より重要であることから、そうした教職を担うに当たり不可欠な素養が身に付くような指導内容・方法も加えたところである。今後、大学等の教職課程において、カリキュラムを検討する際に参考としていただければ幸いである。

## 参考文献

- (1) 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」, 2015
- (2) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会「教職課程コアカリキュラム」平成29年11月17日, 2017
- (3) 北海道教育委員会「北海道における教員育成指標」, 2017
- (4) 前川 洋・二階美幸「現役教員が求める教職課程及び教員研修」北海道立教育研究所平成29年度研究紀要, 2018
- (5) 文部科学省「生徒指導提要」, 2010
- (6) 国立教育政策研究所生徒指導研究センター「「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書－規範意識の醸成を目指して－」, 2006
- (7) 北海道教育委員会「平成30年度 学校教育の手引き」, 2018
- (8) 文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次まとめ】 別冊「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次まとめ】実践編」 1. 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等 1. 人権尊重の精神に立つ学校づくり」, 2008
- (9) 文部科学省「平成28年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の手引（学校用）」, 2017
- (10) 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター「生徒指導資料第1集（改訂版）生徒指導上の諸課題の推移とこれからの生徒指導—データに見る生徒指導の課題と展望—」, 2009
- (11) 「児童虐待の防止等に関する法律」平成12年法律第82号, 2000
- (12) 文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年告示）」, 2017
- (13) 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）」, 2017
- (14) 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編」, 2017
- (15) 文部科学省「小学校 キャリア教育の手引き<改訂版>」, 2011